



未来の
ために、
いま選ぼう。

令和3年度 釧路市

ecoライフ促進支援補助金

申請の手引き

【申請先・お問い合わせ先】

釧路市役所1階(5番窓口)

〒085-8505

釧路市黒金町7丁目5番地

Tel 0154-31-4535

Fax 0154-23-4651

申込専用メール ecolife@city.kushiro.lg.jp



1. 補助対象設備



対象設備	設備要件	補助金額
家庭用燃料電池 (エネファーム)	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池ユニットと貯湯ユニットで構成される燃料電池システムであること。 ・定格運転時において、発電出力1.0kW未満、貯湯温度50℃以上あること。 ・貯湯容量140ℓ以上の貯湯タンクを有すること ・寒冷地対応であること 	150,000円
定置用蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・常時、太陽光発電と接続するリチウムイオン蓄電池であること。 ・接続する太陽光発電は、新たに設置するものであること。 ・蓄電容量が合計3.0kW以上であること。 	80,000円
ガスコジェネレーションシステム (コレモ)	<ul style="list-style-type: none"> ・天然ガスまたはLPガスを燃料とし、熱と電気の供給を目的としたシステムであること。 ・小出力発電設備 (5.0kW未満) であること。 	60,000円
木質ペレットストーブ	<ul style="list-style-type: none"> ・直接的に暖房に供するもの。 	上限100,000円 ストーブ本体費用の2分の1位内、千円未満切り捨て

※各補助対象設備は、未使用品であることが条件です（中古品は対象外）。

2. 補助対象者



以下の要件を全て満たす方を補助金の対象者とします。

- 1 市内に居住、または居住予定であること。
- 2 令和4年2月28日までに補助金交付申請兼完了報告書を提出できること。
- 3 釧路総合振興局管内に本店、支店等の事業所を有する事業者から購入した補助対象設備を、自ら居住する住宅に設置すること。
 ※釧路総合振興局管内（釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町）
- 4 事業者からの補助対象設備の引渡し日が令和3年4月1日以降であること。
 ※補助対象設備が付帯されている新築住宅、建売住宅については、住宅の引渡し日
- 5 市税を滞納していないこと。
- 6 自らも含め同一世帯内に、同一設備に対する本補助金制度を利用したものがいないこと。
- 7 釧路市暴力団排除条例第2条第2号に指定する暴力団員に該当しないこと。

3. 手続きの流れ

1 申込書提出

- ① 募集期間内に補助金申込書（様式第1号）を提出してください。
【提出方法】市役所環境保全課へ直接提出、郵送またはメール（到着日をもって受付日とする）。
※持参する場合は平日の午前8時50分～午後5時20分までとします。
※郵送する場合は書留や特定記録など配達記録が残る方法で提出してください。
※メールアドレス：ecolife@city.kushiro.lg.jp
- ② 応募が募集件数を超えるときは、抽選により補助金交付申請者を決定いたします。
抽選結果は文書で通知いたします。

募集期間	補助対象設備別募集件数			
	家庭用燃料電池	定置用蓄電池	コレモ	ペレットストーブ
5月10日～12月10日	2件	15件	10件	2件

※予算額に余剰が生じた場合は、追加募集する場合があります。

2 補助金交付申請兼完了報告書提出 **提出期日：令和4年2月28日**

補助金交付申請兼完了報告書（様式第5号）及び下記の添付書類を提出してください。

- 1 工事請負契約書（売買契約書）の写し
- 2 補助対象設備設置費等証明書（様式第6号）
- 3 補助対象設備の設置及び銘板、運転状況（リモコンモニター画面等）が確認できるカラー写真
- 4 形状、規格及び構造等が確認できるカタログ・仕様書等の写し
- 5 設置する住宅の位置図
- 6 申請者本人の住民票（発行後3ヶ月以内、写し可）
- 7 市税の完納証明書（発行後3ヶ月以内）
- 8 釧路市暴力団排除条例に基づく誓約書（参考書式1）
- 9 建物所有者の承諾書（参考書式2）
※申請者と建物等の所有者が異なる場合
- 10 その他、市長が必要と認める書類

✓1～8は必ず提出が必要です。9以下は該当する方のみ提出してください。

3 補助金請求書提出

市から送付される、補助金交付決定・交付額確定通知書がお手元に届きましたら、補助金交付請求書（様式第10号）を提出してください。

4 補助金受領

請求書のご提出から約2～3週間で指定の金融機関への振込みを完了いたします。
振込み完了のご連絡は行っておりませんので、通帳記帳などによりご確認ください。

5 使用状況等の報告について

補助金の交付者には、補助対象設備の使用状況等を報告していただきます。
使用状況報告書（様式第16号）を、補助対象設備を設置した翌月から1年間の使用状況等を記入し、提出してください。

4. 申込内容の変更等

申込内容に変更等がある場合は、それぞれ以下の書類を提出してください。

- ・補助金の申込を取り下げしたい場合
⇒ 申込取下書（様式第7号）
- ・申込内容に変更があった場合
⇒ ① 補助金設置計画変更申請書（様式第2号）
② その他市長が必要と認める書類

5. 設備の管理及び処分について

補助対象設備の設置後、法定耐用年数以内は適切に維持管理しなければなりません。
法定耐用年数以内の売却、譲渡、貸与、廃棄は補助金の返還が伴う場合がありますので、事前に環境保全課に相談のうえ、以下の書類を提出してください。

- ・ 財産処分承認申請書（様式第11号）
※設備を処分する前にご提出ください。
- ・ 財産処分報告書（様式第14号）
※市から財産処分の承認を受け、設備を処分した後にご提出ください。

6. 各種書類について

申込書や申請書などの書類一式は、市役所環境保全課、阿寒町・音別町行政センター市民課、阿寒湖温泉支所にて配布しています。

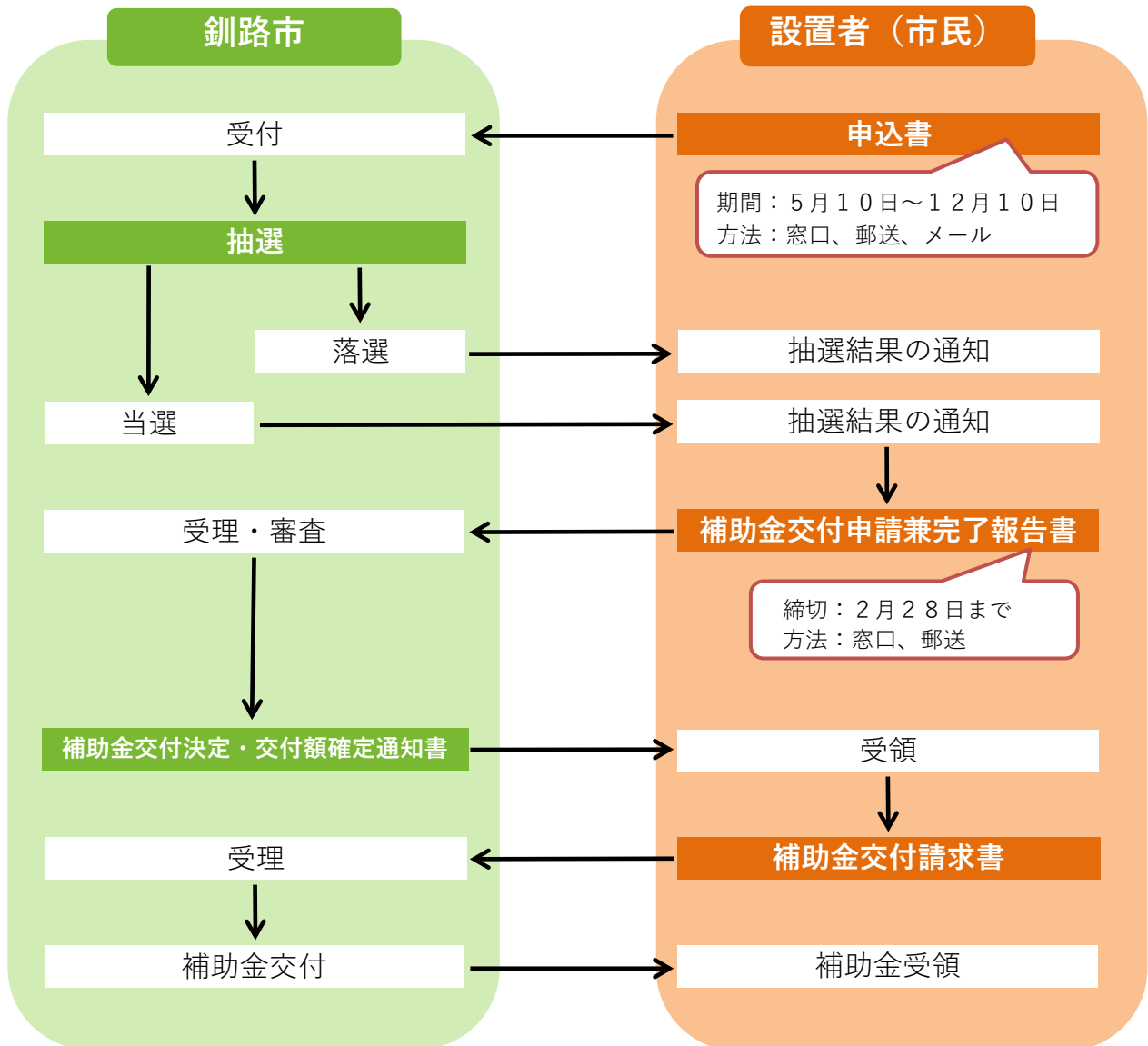
また、市ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

市ホームページ (<http://www.city.kushiro.lg.jp>)
> [暮らし](#) > [環境](#) > [地球温暖化](#) > [太陽光発電・ecoライフ](#)



<http://www.city.kushiro.lg.jp/kurashi/kankyuu/ondanka/hatsuden/cat00000423.html>

申込から補助金受領までの流れ



注意事項

● 書類作成のご注意

- ・申請に係わる書類に押印する印鑑は全て同じものをご使用ください。（シャチハタ不可）印影が異なる場合や不明瞭な印影では補助金の交付はできません。再度書類を提出していただくことになります。
- ・修正液、修正テープ、消せるボールペンのご使用いただけません。訂正の際は、二重線を引き申請書と同じ訂正印を押してください。
- ・補助金交付申請兼完了報告書の日付は空欄で提出ください。
※受付時に書類を確認し、市が正式に受け付けた日付を記入いたします。

● 市税の完納証明書について

市税の完納証明書は市役所 1 階市民税課、各行政センター、各支所で発行しております。税務システム上の都合や納税方法の変更等によって完納証明書が発行されない場合はご相談ください。

● 補助対象設備設置後の管理義務

補助対象設備の設置後は、法定耐用年数以内は適切に維持管理しなければなりません。耐用年数以内の売却、譲渡、貸与、廃棄は補助金の返還が伴う場合があります。

● 申請に係わるお願い

- ・申請方法、注意事項等、必ずすべての項目をご理解の上、補助金の申請を行ってください。
- ・代理手続をされる方は、事前に申請者へ制度の説明を十分に行ってください。
- ・提出期限間近に補助金申請の書類をもってこられる方が多く見られます。書類に不備がある場合は受理できません。書類の修正にある程度時間がかかりますので、補助金申請に係わる書類は余裕をもって提出いただきますようお願いいたします。

Q & A

- Q 家の持ち主ではありませんが、申込み可能ですか。
A 自ら居住する住宅であり、ご本人が契約し費用を支払うのであれば申込みすることができます。ただし、補助金交付申請の際に建物所有者の承諾書（参考書式2）の提出が必要になります。
- Q 店舗併用住宅に設備をつける場合は補助対象になりますか。
A 居住部分に補助対象設備を設置し、居住している場合は補助対象になります。
- Q 連名で申請することはできますか。
A できません。対象設備の契約、支払いを行った方が申請者となります。連名で契約した場合はどちらかお一人が申請者となります。
- Q 申込は郵送でも受付してもらえますか。
A 申込は 郵送での提出でも受付いたします。受付後、申込者様宛に受付印を押した申込書のコピーを送付いたします。申込後、申込書のコピーが送付されない場合は、お電話等でお問い合わせください。
- Q 補助金交付申請兼完了報告書は郵送でも受付してもらえますか。
A 郵送での提出でも書類は確認いたしますが、書類に不備がある場合は受付できません。市が内容を確認し、修正点をお伝えのうえ書類を返却いたしますので、再度提出してください。
- Q 補助金交付申請兼完了報告書はメールでも受付してもらえますか。
A 受付できません。書類の一部に原本を提出いただきますので、メールでの受付は不可となります。メールでの受付は申込のみです。
- Q 市外から転入してきましたが、釧路市の完納証明書は必要ですか。
A 補助金交付申請兼完了報告書提出時に市税が課税されていなければ不要です。ただし、釧路市に資産を所有している場合などは釧路市から課税されている可能性がありますので提出が必要です。また、転入前の市町村の完納証明書は不要です。
- Q 補助対象設備の写真はどのようなものが必要ですか。
A 対象設備ごとに以下のカラー写真が必要です。
①対象設備本体を設置してあることが確認できる写真
②対象設備本体の銘板が確認できる写真
③対象設備本体の運転状況が確認できる写真（リモコンモニター等）
※木質ペレットストーブの場合は実際にペレットを燃やし運転していることが確認できる写真
- Q 書類に不備がある場合でも受け取ってもらえますか。
A 申請書類に不備がある場合は受理できません。市と申請者双方で内容を確認したうえで返却し、再度提出していただくこととなります。時間に余裕をもって提出ください。
- Q 申請者以外の名義の口座に補助金を振り込んでもらうことは可能ですか。
A 原則、申請者名義の口座への振り込みになります。